

家畜衛生情報

高病原性鳥インフルエンザの通報要件が見直されました

これまで

家きん舎毎に1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均の死亡率の2倍以上になる場合

家畜保健衛生所へ
通報

【通報の例外】

死亡率が2倍以上になった原因が・・・

- ・飼養管理のための設備の故障による場合
- ・気温の急激な変化による場合
- ・火災、風水害による場合
- ・その他の非常災害等による場合
- ・平均死亡率0羽の鶏舎で1羽死亡した場合

通報の
必要なし

平成25年4月1日

家きん舎毎に1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均の死亡率の2倍以上になる場合

家畜保健衛生所へ
通報

【通報の例外】

- ・飼養管理のための設備の故障
- ・気温の急激な変化
- ・火災、風水害
- ・その他の非常災害等
- ・平均死亡率0羽の鶏舎で1羽死亡した場合

通報の
必要なし

追加

- ・21日齢以下のひなが死亡していても、その家きん舎におけるひなの平均的な死亡率の2倍未満の場合
- ・強制換羽中の家きんが死亡していても、その家きん舎における強制換羽による平均的な死亡率の2倍未満場合

今回追加された通報除外の条件を適用するためには、平均的な死亡率等を設定し、通報を必要としない条件を整理する必要がありますので、まずは家畜保健衛生所にご相談ください。

